

# 会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和4年第1回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主査 今井 好美		
日 時	令和4年1月12日（水） 午前10時00分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 伊藤仁委員長、斉藤智子副委員長、柴田圭子委員、影山廣輔委員、 秋谷公臣委員、平田新子委員、和田健一郎委員、徳本光香委員、岡田繁委員、 岩田議長、血脇副議長		
欠席者	欠席者 なし		
	議会事務局 石井局長、今井主査、小原主事		

## 【会議の概要】

### 議題

- (1) 感染症対策にかかる3月議会の対応について
- (2) 予算審査特別委員会について
- (3) 傍聴規則について
- (4) 検討事項について
- (5) アプリの追加について
- (6) その他

### 《決定事項等》

- (1) 感染症対策にかかる12月議会の対応について
  - ①一般質問の取扱い：議員の判断に委ねる（前回と同じ）
  - ②一般質問の時間：60分とする（前回と同じ）
  - ③議場スクリーンの使用：協議しない
  - ④議場での離席：議員の離席については、書面（事務局で様式作成）により、議長へ離席する前に届け出る。  
執行部については、離席を許可する。（12月議会と同じ）
  - ⑤審議方式：委員会付託方式で行う（前回と同じ）
  - ⑥議案質疑：大綱的質疑・総括質疑ともに、従来どおりとする。  
ただし、総括質疑については、申し合わせを変更し、予算審査特別委員会委員（決算審査特別委員会委員）は、質問をしないこととする。
  - ⑦会期日程：余裕をもって作成する。
  - ⑧資料請求：委員会から請求する（前回と同じ）
  - ⑨水分補給：議場への水分持ち込みを可とする（前回と同じ）
  - ⑩着席での発言：起立して発言する（前回と同じ）
  - ⑪市内陳情の陳情者不在審議：協議しない
  - ⑫議席ローテーション：ローテーションを行う（前回と同じ）
  - ⑬会期中の決算審査：協議しない

- (2) 予算審査特別委員会についての協議について

- ・委員の人数は、決算審査と同じ委員で10人。(監査委員の職の議員を含めず)
- ・審査対象は、当初予算とし、一般会計及び特別会計としました。
- ・委員会の中での総括質疑については、決算審査同様に、審査最終日に総務企画常任委員会所管を審査し、質疑の最後に、全体を通して質疑を行うこととする。

(3) 傍聴規則の改正について

議長案を了承し、字句の整理をしたのち、3月定例会から運用することとする。

(4) 検討事項について

今後引き続き検討する。

(5) アプリの追加について

今後検討する。

(6) その他

柴田委員より：委員会からの要求により、執行部説明においてプロジェクターを使用することについて協議→委員会の決定により、委員長が執行部へ求めることとする。

影山委員、徳本委員より：委員長報告の内容についての協議→検討項目に「委員長報告に対する質疑の在り方」があるので併せて今後協議することとする。

令和4年第1回 議会運営委員会

日時：令和4年1月12日（水）

午前10時から

場所：本庁舎4階 大委員会室

-開会 10時00分-

○石井議会事務局長 おはようございます。本日は、大変御苦労さまです。

会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆様、おはようございます。

新年明けて初めての議会運営委員会ということで、本年もまた議題がいろいろあると思いますが、皆さんに慎重審議のほうをお願いしたいと思います。

本日は、午後に全協が控えておりますので、議会運営委員会の時間も午前中ということで、限られた時間ですが、よろしくをお願いいたします。

また、本日は、議題が結構多いので、なるべくスムーズに進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどをお願いいたします。

以上で、挨拶と代えさせていただきます。

○石井議会事務局長 ありがとうございます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和4年第1回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、感染症対策にかかる3月議会の対応についてを議題とします。

お手元に配付の資料、新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の対応を基に進めていきます。まず、皆さん、お手元に確認できますでしょうか。

それではまず、項番1と2について協議をしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。1番の一般質問の取り扱いについて、2番の一般質問の質問時間についてを進めていきたいと思っております。

御意見ををお願いいたします。

平田委員。

○平田委員 白井市にも若干の感染者は出ておりますけれども、全体で何か危惧するほどの数ではないので、12月と同様に、一般質問では議員の判断、質問時間は60分でよいと思います。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見は。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 ここについて、会派で話し合いをしたのですけれども、オミクロン株が急拡大を今しているということで、市内での発生というのは、今現在は、まだ若干ということではあるかもしれないのですけれども、この先どうなるかということもあるので、項番2番については、40分ということはどうかという意見が会派の中で出ました。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

今、1番については、2人とも同じ意見で、皆さんいかがでしょうか。委員の判断ということで。これは、1番はこのままでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、1番はこのまま、12月議会と同様ということで決定させていただきます。

2番については、60分と40分という御意見が出ていますが、ほかに御意見はございますでしょうか。

徳本委員。

○徳本委員 一貫してこの考えなのですけれども、60分のままでよいと思います。その20分間というので感染のリスクなどが変わるとは思えないですし、きちんと時間は確保しておいたほうがよいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

秋谷委員。

○秋谷委員 会派ではないのですけれども。急拡大ということで、一般質問は明日、明後日にやるわけじゃないので、この間に何日もあるので、その間に白井市でどれだけ感染が出るかというので、これ、今日決めたほうがいいのか、もうちょっと、例えば10日後に決めたほうがいいのかと、それはどうでしょうか。

○伊藤委員長 事務局長。

○石井議会事務局長 本日、議題にさせていただいておりますのは、明日、通告書の発送というのがございますので、今日、御審議をいただいております。

以上です。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 ということは、今日決めないと、まずいということですね。分かりました。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

和田委員。

○和田委員 前回同様60分で、私自身も含めて一般質問は、前回40分でさせていただいたところでしたので、60分にした後で、今後については、各判断で臨機応変にできるのではないかと、現状のコロナ拡大のほうでは思っております。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

影山委員。

○影山委員 私も60分でよろしいかと思えます。各議員の判断というのがありますので、その中で決めていけばいいと思えます。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 本会議当日の質問時間だけに限らず、やはり一般質問するということは、執行部のほうでいろいろな回答の準備であるとか、いろいろな前の段階での準備がかなり大変になってくるのではないかと思えます。

オミクロン株の対応であるとか、3回目の接種のことであるとか、あとは今、いろいろな非課税世帯への給付金とか、いろいろなことがこれから出てくると思うので、執行部がすごく、この間、市民対応で忙しくなるのではないかという、そういう意味合いからも、40分にしてはどうかという提案になります。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 今まで40分でやってきたこともありますけれども、40分にしたから、60分にしたから、執行部の質問に対する準備の時間が短縮されたどうかは、確認できないことだと思うのです。40分であっても、執行部は質問の準備はされるわけで。

効果があったとすれば、40分にしたことで一般質問の日にちが1日減ったとかいう効果が若干見られたかと思えますけれども。質問を第1項目で、全議員の判断に委ねたこの状態では、執行部の業務がどれだけ減るかということは考えられないし、40分であっても60分であっても、執行部はちゃんと準備をされるわけですから、そういう意味では、それこそ前回は40分で終わったり、50分で終わったりという議員さんもありましたので、その辺は、議員さんの判断と執行部との打合せの中で決まればいいので、基本、最長は60分、早く終わっても構わないということによろしいと思えます。

以上です。

○伊藤委員長 それでは、意見を述べていない柴田委員、何か御意見があれば。

○柴田委員 和田委員が発言されたときに賛成と言ったのですけれども、基本60分で、議員の判断に委ねるところがあるので、その状況を見て、自分は40分にしようとか、そういう判断というのをそれぞれがすればいい話だと思うので、今までと同じで、12月議会と同じでいいと思えます。

○伊藤委員長 岡田委員は、御意見はございますでしょうか。

○岡田委員 私は、今、拡大しているところなので、白井市議会としては40分ということで決めておいたほうが、白井は先のことを考えているなという意味で、40分でとします。

○伊藤委員長 それでは、これ、どういたしましょうか。40分という方が2名。

○岡田委員 私も40分で。

○伊藤委員長 3名ということで。8人中、3人と5人という形になりますけれども。

60分で1番の議員の判断によるというのを適用して、この時間は60分ということでどう

でしょうか。議会の全体を考えて40分で終わるというのは、40分じゃなくてもいいわけです。30分でも20分でも。早く終わる分には。オーバーすると問題ですけども、早く終わる分には問題ないので、その辺は1番を適用して、議員に判断していただくということで、話はそういった形ではどうでしょうか。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 皆さんから、60分のほうがいいという御意見の方が多いということもあります。先ほど平田委員がおっしゃったように、もし40分というふうになれば、一般質問の日程が1日削られるという部分では、予算の審議も今回はありますので、執行部のほうも、そのほうが少しでも負担がなくなるかなという。議員の判断で40分するといっても、結局60分の時間を確保していますので、1日は今までどおり、60分をするという状況の中での日程になると思うので、提案させていただいたのですが。

でも、皆さんが、60分のほうがいいという委員さんが多いということであれば、それで仕方ないと思います。

○伊藤委員長 あと、秋谷委員と岡田委員は大丈夫でしょうか。

〔「はい。よろしいです」と言う者あり〕

○伊藤委員長 日程を削るのであれば、一般質問をしないという選択肢もあるということをお皆さんに記憶していただくということで、1番、2番については、今、話したような内容で決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 1番については議員の判断による。2番の質問時間は60分とするという基本のところを決めておくということよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そういう形でよろしく願いいたします。

次に、項番4から10、12について、まとめて協議したいと思います。12月議会と違った対応をしたいものについて、御意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、順番に行ってしまいますか。早く決まるように。前後、下に行って、また上に戻るということがないように。

4番から行きたいと思います。この離席については、今後、拡大が予想される場合、どういった形にしたらいいかというのが結構問題だと思うのです。これは今後、拡大が予想されている時期ですので、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

平田委員。

○平田委員 これについては、感染の急拡大ということも考えられるという点でいうと、9月議会と同等に離席は認めるけれども、定足数を割らないようにということが入っているので、9月議会と同様の扱いがいいと思います。

○伊藤委員長 今、平田委員から9月議会の対応ということですが、12月議会においては、離席は議長の許可を得た者というふうに12月議会では変更しておりました。その点について、両方抱え併せて御意見をお願いいたします。

柴田委員。

○柴田委員 私は12月議会と同じでいいかなと思ったのですがけれども、勝手に会派の中で打ち合わせて、あなたとあなたは残りましょうね、じゃあ、私たちは離席するわというのではなく、やはり一言、9月の議会のようにするのであれば、離席しますということは、議長のほうには申告したほうがいいかなと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

その場合、柴田委員にお伺いしますけれども、離席の理由が必要なのか、ただ離席をするのを議長に届けばいいのか。どちらの御意見でしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 議場に半数確保されれば成立するので、会派の部屋で聞いていますということは理由になると思うというか、この感染の状況の判断ですけれども、すごく感染しているようであれば、そういう状況になってもしょうがないと思うので、そういうときは。でも黙って離席ではなく、会派の部屋で聞きますということを一言葉長のほうに申告してから退席するという形にしたほうがいいかなと思います。

○伊藤委員長 今、柴田委員の御意見では、退席理由は問いませんが、議長に報告だけはしておくという御意見ですが、それについて、御意見ございますでしょうか。ほかに御意見ございますでしょうか。ほかに御意見ないということによろしいか。

平田委員。

○平田委員 9月のようにと申し上げましたけれども、折衷案というわけではないですけれども、議員及び執行部双方ともに離席を認めるというところに、議長に許可を得た議員ということで、それをワンフリーズ足すと、柴田さんがおっしゃった意味合いも含まれるかなと思っていますので。

議長に許可を得た議員及びということ、あとは9月議会の様式に続けばいいかと思っています。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに。

秋谷委員。

○秋谷委員 私も最低限、議長の許可を得てのほうがいいと思います。

○伊藤委員長 議長の許可なのか、届出なのかという、その部分はいかがでしょうか。

秋谷委員。

○秋谷委員 許可でなく、議長に届けるということでもいいと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

先ほど、許可という発言になっていきますので、届出と許可とどちら。

○平田委員 12月議会に議長に許可ということが書いてあったので、許可と申し上げましたけれども、要するに、議長が承認していらっしゃればいいのかということ。これは、届出であっても構わないと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。大丈夫ですか。

では、この部分については、感染の状況を踏まえて考えなければいけないことなのですが、議長に届出をしておけば、離席をしてもいいということに決定させてもらってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 議長、一言よろしく申し上げます。

○岩田議長 届出は口頭でいいということですか。特に書面ではなく。届出ですから、書面というふうに思うのだけれども。口頭で申し入れるということですか。

○伊藤委員長 議長が今おっしゃっているのは、書面にするのか、口頭にするのかという御意見ですね。

これ、口頭で言ったというのは、言った、言わないという話が必ず問題になることがあるので、書面を作っておいてもらって、そこに名前と、いついつという日付だけ入れるような形のものをこういうメモ紙的なものを作って、そこに記入して議長に届出を出してもらったほうが、間違いがないように私は感じるのですけれども、皆さんの御意見はどうでしょうか。

〔「賛成」と言う者あり〕

○伊藤委員長 口頭ですと、言った、言わないとか、不確実になる可能性があるのです。

柴田委員。

○柴田委員 状況を想像したのですけれども、まず朝、開会のときは、全員とにかくそろっている状況。例えば、一般質問とかが始まったときに退席しますというのをあらかじめ書面で申し出ておくということですか。その日の朝。というか、どういう状況になっているか、そのときにならないと分からないですよ。もう、まん延しきってしまっているのか、収束に向かっているのか。

収束に向かっているのにもかかわらず、書面で届出を出して退席というのは、本当は本来ではないと思うので。状況で、その日の朝に、これはちょっと退席だねというふうになった場合、私は口頭の申出でいいのかと思ったのですけれども。書面を用意しておいてもらって、開会後に提出して退席するという形になるのかな。最初からいないというのは、まずいと思うので。そこら辺、ちょっと想像したときにどういうふうになるのかなと、書面作ると。

○伊藤委員長 議長に口頭で言うのも、紙を出すのも同じだと思うのです。議長が本会議の議長席に座っているときに、言ったり出したりするということにはできないと思うのです。



ですから当然、開会前に、議長に口頭で言うのと、紙をメモ紙的なものでも、いついつ退席しますよって出すのと同じ扱い、同じ時間に言わないと、それは伝わらないという話なので。

御意見は。

平田委員。

○平田委員 柴田さんのおっしゃることももっともだとは思いますが、例えば私、一人会派のときは、退席したくても退席できなくて、ずっと議場にいました。ということは、会派の方で、私残るわね、私いなくなるわねという打合せはできているわけで、それができている時点では、届出が出せるということだと思いのです。

一般質問が始まって、急にふらっと出ていきますみたいなのだったら、会派の人が全員出ていってしまっても困りますし。そういう意味では、事前に多少の打合せはして、会派の誰が残って、誰がいるわよということは話し合っているのだと思うので、そういう意味では書面で出して。

それから、別の観点で考えますと、議員の中でも、あの人ずっといないわねというような声も、ずっと退席された方に対しては。よその部屋で聞いていらっしゃる、画像を見て、ちゃんと加わった形にはなっているということは、例えば傍聴者には分からないわけですよ。そうすると、議長にちゃんと届出をして、ほかの部屋で聞いておりますということも大事なことだと思いますので。申入れ書というメモ紙的なものを提出するというのは、逆に議員の立場を守ることにもなるので、いいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

徳本委員。

○徳本委員 傍聴者に関しては、議員も執行部も感染対策で離席してもよいですという説明を一言言ってもらえれば、今まで特に問題なかったの、申告は必要ないかなと私は思いました。今、議論を聞いていて。

議論を聞いていてというのは、私の会派も2人なので、2人とも抜けたら、ほかに影響するかもしれないということで相談して。私は、かなり感染対策という意味で議場にいるのが気になっていたの。とか中川議員の体調とか、相談して1人だけ抜けるようにしていたのです。そういう相談がされていて、過半数割らないようになっているので、特に申告は必要ないし、今までそれで問題もなかったかなと思います。

○伊藤委員長 9月はこうで、12月はこうだったので、3月はどうするかという話なので。今まで問題なかったからということなのですけれども、9月と12月では対応が違っていたので、今度3月をどうするかという話なので、そここのところを踏まえて御意見をお願いしたいと思います。

感染状況がはっきりどういうふうな形になるか分かりませんので、退席については、メモ書き程度のものを議長に届出を出して、離席したい人はするということで、会派の中で

過半数を割らないように考えるという考え方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、事務局のほうで、そんな用紙を作成してカウンターに置いておいてもらうということでもよろしいですかね。

議長は、それでよろしいでしょうか。

副議長。

○血脇副議長 一つ協議をしておいていただきたいと思うのですけれども、先ほど聞いていますと、開会の前というような話になっております。例えば午後の休憩時間に議長に提出するとか、そういうことを可能とするのかどうかだけ検討しておいていただいたほうが、開会前に限るにするのか、途中でも認めるにするのか、その辺は協議しておいていただいたほうがいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 12月の事例で言うと、当会派としてもありましたが、コロナだけではなく、前回の議論の中のときには、生理的なことで途中のやむを得ない退席というのもあったと思いますので、紙は原則としても、事前に限らず、事後でも構わないという形を認めていただければ幸いと思います。

○伊藤委員長 今、和田委員がおっしゃったのは、要は退席をしたけれども、事後で紙を出す。でも、その紙を出すのは後でもいいのですけれども、議長に報告というのは、どういう考えでしょう。

和田委員。

○和田委員 これに関しては、前回も、たしか口頭では述べていたかなと思っていたので。口頭でも申し出る形でやった上で、事後的な。書面に関しては、事後でも構わないような措置であればと考えております。

○伊藤委員長 今、考えている用紙というのは、ただ名前と、いつ離席するというのを記入すればいいような簡単な様式のものと考えているのですけれども、それを口頭で言うときに、ぱっと出せば一緒じゃないかなとは思うのです。

今、血脇副議長がおっしゃったのは、それを開会前なのか、休憩中でも、抜ける前に出せばいいというふうで考えていいのかというお話をされたのだと思うのです。

和田委員。

○和田委員 そういう意味では、抜ける前にということ。

○伊藤委員長 抜ける前に議長に届出を出すということで、例えば議長と会えなかったという場合は、抜けられないという考え方でよろしいですか。

徳本委員。

○徳本委員 やはり紙面にすると、ややこしくなると思います。朝、書いた人はずっと抜けるのかとか。会派の中で、1日抜ける人は同じでということですよ。紙に書くという

ことは。

だって、一般質問とかは毎回、休憩が入るわけで。交代したりとかしないということですよ。その紙に単純に名前を書くなら。何のために書くのですかね。感染対策として抜けてもいいということと、過半数を割らないということを確認できれば、書いたり言ったりする必要はないのじゃないかと思うのですけれども。

○伊藤委員長 今、徳本委員がおっしゃったのは、抜ける人はずっと抜けているというふうな考え方。

○徳本委員 じゃないと、名前だけ書くという方法は成立しないというか。

○伊藤委員長 書いても、何時から何時まで抜けるというふうな形で書けば問題ない。途中で交代することも可能だと思いますけれども。

平田委員。

○平田委員 今、おっしゃっていることは、そんなに大きな負担にはならないと思うのです。例えば今日、1日中抜けますという書き方もありますし。ただし、一般質問の4日間全部抜けますとかというのはあり得ないので、取りあえず、その日にちごとに出すということにしておいたら、そんなに負担にはならないし。休み時間ごとに、次の一般質問のときも抜けます、また休み時間に、また次も抜けますといちいち出せという意味ではないと思います。

それから、血脇議員がおっしゃっていたように、開会前じゃなきゃ駄目というのじゃなくて、それは随時、和田委員がおっしゃったように、抜ける前に提出するというところだけを決めておけば、随時出せるということで。コロナの感染対策というだけではなく、体調不良ということで抜けますということもあり得ますので、それは朝、分からない、予測がつかないことで、午後のこの時間は無理ということもあり得ますので、抜ける前に出しさえすればいいということで。それは、理由は問わないということですので。1日中抜けようと思ったら、今日、1日抜けますという書き方をすればいいだけ。そんなことはないと思うのですけれども。

でも、そういうことを臨機応変に対応して。とにかく抜ける前に出しておきさえすればいいということをお互いに共通認識にしておけばいいと思います。

○伊藤委員長 徳本委員、何か。

徳本委員。

○徳本委員 私は、紙に書く意味は特にないと思いますけれども、書くと皆さんが決めるなら、それで結構だと思います。

○伊藤委員長 口頭で伝えるのと同じ程度の作業で済むような形にしておけば、議長のほうでも、誰と誰が抜けたというのを聞いておくだけのとは違うと思うのですよね。

また、先ほど平田委員がおっしゃったように、議員がいなくても、こういう手続を踏んでいないのだというのが、はっきり分かるような形にしておいたほうが、皆さんのた

めにもいいのじゃないかなとは思うのですけれども。

そういった形でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 一つ確認なのですけれども、感染予防のために、事前に議長に書面で申し出て離席をするというのは、それはそれで大丈夫だと思うのですけれども、突然というか、生理的な部分で何も言わずに離席をするのは、それは今までどおり、それはそれで残すということでもいいのですよね。

○伊藤委員長 そうです。例えばトイレに、体調でそういった事情も当然あると思います。ほかでも、突然、熱が出てきたとか。そういった場合、許可書を出して離席をするということではないというふうに、今までもその部分については、それで確保されていたと思いますので、その部分について、どうのこうのという話ではなくて。感染症予防と、あと体調不良も含めてですけれども、その部分については、そういった形を取りたいという考え方で話ししていたのですけれども、それでよろしいですか。

ほかに。

柴田委員。

○柴田委員 今までそういうことをしていなかったものが、今回、取り入れられることになるので、これがやったら恒久的になってしまうかということ、そういう話でもないと思うので、取りあえず3月議会やってみて、どうだったかというのは検証の対象なのかなと思います。取りあえずやってみたらどうでしょう。

○伊藤委員長 このコロナもいつまで続くかというのは分かりませんが、この離席を9月まではしていいというふうな話だったものを、12月は駄目ですよというのは、議長に許可を得た者はいいいということであったけれども、3月議会は、そういった今、話したように、メモ書き程度のものを議長に出して離席をするという形で決定したいと思います。

このことについては、3月議会の対応なので、3月議会で一応試してみて、不都合があればまた考えるということで。コロナが終われば、また違うでしょうし。そういった部分で、3月については、そういった形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、事務局。大体理解できた。

○石井議会事務局長 はい。執行部は、12月と同様に離席の許可ということで。執行部は従来どおり。

○伊藤委員長 執行部については、従前どおりということでよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決定させていただきます。

次に、5番、委員会付託方式というのは、これは、このままでよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 6番、大綱的質疑・総括質疑ともに、従来どおりとする。これも従来どおりでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 総括質疑は、予算の委員会に入らなかった人が全体的に発言する機会がないので、それを確保するためという意識でよろしいですか。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 この後の予算審査特別委員会のほうで発言をしようと思ったのですが、今現在、申合せでは、大綱質疑については、その所属する委員会の委員はできないと。予算、決算の総括質疑については、その記載がないので、予算委員になっている人も総括質疑ができるということだったのですね。だったというか、今そうなのです。

その後の予算の特別委員会の中で話が出るかと思ったのですが、予算委員会の日程の中で、前回、決算でやったように総括的なものを最後にするのであれば、予算委員会のメンバーは、本会議での総括質疑は御遠慮願いたいと議長としては思っています。

以上です。

○伊藤委員長 今、柴田委員と議長のお話を踏まえて、総括質疑については、担当委員会以外と、予算では予算委員会に入っている人は、総括質疑をしないという形というふうに聞き取ったのですけれども。

○岩田議長 もう一回言いましょうか。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 今現在は、予算委員になった人、決算委員になった人も、総括質疑は本会議上でできるのです。そういう例が今までもあります。予算委員会のメンバーが、決算委員会のメンバーが総括質疑はできます。

ただ、9月議会かな、決算は。9月議会のように、決算委員会の中で一番最後に総括質疑ができるのであれば、本会議場での総括質疑は御遠慮願いたいというのが議長の意見です。

○伊藤委員長 予算委員会の部分は、今、議長がおっしゃったような部分ですが、そのほかの議案についての総括質疑については、従来どおりということよろしいですか。大綱的質疑。総括質疑については、今、予算委員会の中で、やる、やらないで、本会議上でもどうするかという話なので、それは予算委員のこの後やる中で、一緒に併せて協議するということがよろしいですか、柴田委員。

○柴田委員 いいですけれども。私の解釈と違ったので、それは全然。

○伊藤委員長 柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 申合せとかには書いていなかったけれども、予算とか決算の委員になってい

る人は、そこで十分質疑できるのだからというので、暗黙の了解的に総括質疑はしないというようなふうに私は捉えていたので、そこをはっきりさせたいと思ったけれども。

今、議長が言ったように、特別委員会の中での段取りがどうなるか次第で決まるというのであれば、それでいいと思いますので、特に異存はございません。

○伊藤委員長 それでは、その総括質疑を予算委員会の中でやる、やらないというのは、また次の議題の中で協議したいと思いますので、この部分については従来どおりという形で。従来どおりじゃないのか。置いておく、総括質疑については。

では、次に進みたいと思います。

会期日程については、余裕をもって組むという形で、12月議会ではされていたのです。今度また予算委員会を組むので、その辺を含めて、事務局長、何かありますか。

局長。

○石井議会事務局長 年間予定等で既にお知らせはしているところでございますが、毎回閉会が近づきますと、小中学校の卒業式とか日程的に入ってくる部分がございますので、若干の余裕は取れるかなというのは感じております。休会としての部分が通常よりは増えるのではないかと考えてはおります。閉会は、一応3月17日を今のところ予定しているところでございます。

以上です。

○伊藤委員長 では、これも12月議会と同じで、余裕をもって組むという考え方でよろしいですか。委員の皆さん。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 議長、何かございますか。大丈夫ですか。

では、12月議会同様、日程については余裕をもって組むということで、よろしく願いいたします。

資料の請求方法について。従来どおり委員会から請求するという形になっておりますけれども、12月議会は。これでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 水分補給についても、これ、ずっとこここのところ、入口に置いておくという形でしてはいますが、その形でもよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決定させていただきます。

起立で発言ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決定させていただきます。

あと、12番の議席のローテーション。今までどおりという考え方でよろしいでしょうか。御異議ございませんね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 さよう決定させていただきます。

何か漏れはありますか。

○石井議会事務局長 大丈夫です。

○伊藤委員長 委員の皆様から、今、決めた中で、全体的で全部これでよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、3月議会でのコロナ対応については、さよう決定することに御異議はございませんかということで、異議なしと決定させていただきます。

それでは、議題1を終わりますして、次に議題2、予算審査特別委員会についてを議題といたします。

予算審査特別委員会については、昨年8月5日開催の議会運営委員会において、委員は10名とする。予算審査特別委員会委員は、前年に開催した決算審査特別委員会委員と同じ委員とする。予算審査特別委員会と決算審査特別委員会は、その都度、その会期で設置する。審査対象は当初予算のみとする。

なお、当初予算のうち、特別会計予算については、以後の会議で検討する。補正予算は常任委員会とする。今までどおりとする。委員の対象から正副議長は除かない。決算審査においては監査委員を除くこととするが、予算については以後の会議で検討するという協議結果となっております。

今回の議運での協議については、特別会計予算の審査をどうするのか、監査委員の予算審査への追加をどうするのかとなります。

また、3月議会の日程等を組むに当たり、審査日数についても協議できればと考えております。

ということで、8月5日にある程度の概要は決定しておりますけれども、そのほかは、今、違ってきた部分について、また、予算については、昨日の研修会を聞いてから決めるというような話もあったように記憶しておりますので、まず最初に、特別会計予算の審査をどうするかということで御意見をお伺いしたいと思います。

平田委員。

○平田委員 今、一番最初に、10名までとするとおっしゃってございましたけれども、昨日の話を伺っても、それから、私どものこれまでの話合いの経緯を考えると、監査委員が入ってはいけないということは予算に関してはないので、11名までとすること、監査委員に入りたいという御希望があれば入っていただきたいということで、10名までとするということは、11名までとすると訂正していただければいいかなと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

その監査委員のほうは、特別会計の次にやろうと思っていたのですがけれども。

○平田委員 先に簡単などころを決めてしまったほうがいいかなと。

○伊藤委員長 監査委員が加わる、加わらないは、監査委員に聞いて、その部分の10名か11名かというのは、議選の監査委員の意見によって数字を変更していいということでしょうか。

議長。

○岩田議長 たしか、この前決まったときに、副議長と監査委員は、新年度のほうの決算予算のメンバーになるというふうに私は記憶しているのですけれども。10名、10名。ですから、議選の監査委員は、新年度の決算は別としても、予算のほうに加わるということになっていると思いますけれども、今回も加わるということなのでしょうか。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 これは毎年、決め直していくものとは私は思っていないので、11名までとするとしておけば、10名になったときも、11名になったときも、両方恒久的に使えるものになるかなと思って申し上げましたので。実際、この間の話の経緯が、今回入るとか入らないということとは全く別に、11名までとするというふうに改めてほしいということで申し上げました。

○伊藤委員長 議長が今おっしゃったのは、議長と監査委員は、新年度予算。

議長、もう一度お願いします。

○岩田議長 この前の決算委員会の前のときに協議をしたときは、決算の前のときには、20名は半分の10人ずつにしよう。今年度は、議長がこの10名に加わって、要はその中には副議長も監査委員も入っていない。新年度の10名の中に監査委員は入ることになるので、そのときに監査委員が決算に参加するかどうかは、そのときに決めろという話になったと思います。

ですから、監査委員は、私はてっきり新年度のほうの10名のメンバーに入っているという認識で。もし、それを变えるのであれば。

○伊藤委員長 今、議長が、それは、その都度設置するという事になってはいますけれども、前年度の決算特別委員会で10名がこちらに入ると、監査委員が入る席がないのですね。10名としておくと。

○岩田議長 今年度はね。

○伊藤委員長 ですけども、監査委員については、後の議運で検討しようというふうに8月5日のときになっていましたので、それを今、協議しようということなのですけども。

議長。

○岩田議長 そうすると、その都度決めるということであれば、来年度、新年度の決算は、9名ということになります。予算は10名と。監査委員を入れて。監査委員の方は、今年度と来年度、2年続けて出るということ。監査委員だけが予算2年続けて出るということになりますけれども、それでよろしいということですか。議運で決定しておられればいいの



ですけれども。

○伊藤委員長 皆さん、その辺のお考えはどうでしょうか。

去年の9月に行われた決算審査特別委員会の委員10名が、予算のほうの10名に入ったときに、監査委員についての扱いをどうするかという協議なのですけれども。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 今、定員というか、うちの議会が20名なので、10人、10人になるわけですよ。平田委員のおっしゃっていたことは、21だったときには、一応11までとすれば、11人の年もあれば、10人の年もあるというふうな考え方だっていることを平田さんはおっしゃっているのかなと思います。

議長がおっしゃっていた監査委員は来年度というのは、今回の予算のほうに入ってしまうと、来年度が9人になってしまうので、バランス的にどうなのかということをおっしゃっている。どちらの御意見も、11人までというふうにするならするで、10人でいいわけなので、監査委員は、来年度、新年度のほうに入っていたらいいほうが、人数のバランスはいいのかなというふうに思います。

○伊藤委員長 新年度というのは。

○齊藤委員 新年度というのは、令和4年度の結局、今年の9月にやる決算は入るか入らないかはあれですけれども、令和4年度の決算予算のほうに監査委員は入ったほうが、人数的に10人、10人になるのじゃないかということじゃないですか。

○伊藤委員長 令和4年度の予算は、この3月にやるのですね。

○齊藤委員 ごめんなさい。令和5年度ですね。令和4年度の審議だけれども、令和5年度の予算のほうに監査委員は入っていただくというような話に前回、議運でなっていたのかね。議長のお話によると。

○伊藤委員長 ちょっと記憶が定かでない。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 先ほど、平田委員が11名とおっしゃいましたけれども、そのまま10名で、どちらにしても、前回の決算をしたメンバーが予算に入っているわけなので、それでいいのじゃないですか。

○伊藤委員長 今ある話ですと、令和4年度の予算については監査委員が入らず、4年度にやる5年の予算に監査委員が入っていただいて、10名、10名という考え方という認識でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 いいと思うのですけれども、決算の議員がそのまま予算をやるという意味では、今回そのひとまとめになって。次年度については、監査は決算は抜ける、でも予算は入れるとなると、決算時点では9人ということになる。

○伊藤委員長 議長。

○岩田議長 そのことは、新年度の決算委員会の委員を決めるときに、監査委員が決算に加わるかどうかというのは、改めて審議してもらえればいいと思います。

決算に監査委員が入ったらいけないということは全くないので、白井市議会とすると、監査委員は予算は入ることにして、決算については監査委員を含むかどうかというのは、改めて新年度に検討してもらえればと思います。

以上です。

○伊藤委員長 では、今、御意見を集約させていただいて、監査委員については、4年度に行う5年の予算に入らせていただくという考え方でよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 今年度9月に行われる決算については、監査委員が入るか入らないかというのは、また後の協議ということで。決算特別委員会が設置されるときに協議するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、さよう決定させていただきます。

それともう一つ、特別会計予算の審議をどうするかということなのですからけれども、これについて御意見を。要は特別会計予算を予算審査特別委員会の中で審査するのか、常任委員会のほうで審査するのかということなのですからけれども、常任委員会で審査するとなると、また別の日程と。日程が組むのに日数が増えるのかな。御意見をお伺いします。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 特別会計も、予算委員会の中で審議してはどうかと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますか。

では、特別会計予算の審査についても、予算審査特別委員会で審査するということが決定してよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、そのように決定させていただきます。あとは審査日数だね。審査日数は、事務局案はございますでしょうか。

局長。

○石井議会事務局長 当初の予定でございますと、予算審査を5日分、時間を取っておりまして、総務企画部、市民経済部、福祉健康部、都市建設、教育部、この部ごとに5日間見ているところでございます。

例えば、特別会計を審査することになりますと、もう1日、日にちをつくったほうがよろしいのか、それとも、所管の委員会とはちょっと違ってしまふのですけれども、それぞれの部ごとに併せて審査をやってしまうかという部分も残るのかなというのが感じているところです。

以上です。

○伊藤委員長 今回の事務局長の説明で、都市経済の中で水道会計と下水道会計をやってしまうか、それとも、別の日程を取るかということなのですからけれども、御意見いかがでしょうか。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 所管の日に特別会計をやったほうが効率的じゃないかなと思いますけれども。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

秋谷委員。

○秋谷委員 私も齊藤委員のおっしゃるとおりで、その日にやったほうがいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

では、特別会計は、所管の審査日に一緒に行うということではよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 そのように決定させていただきます。

議題2については、これでよろしいですか。総括だ。

決算審査特別委員会の中で、審査が終了したし、討論の前に総括質疑を行ったのですが、予算審査特別委員会の中には、どうするかということが残っております。それについて、先ほど議長のほうから発言があった部分も加味して考えていきたいと思っておりますので、御意見をよろしくお願いいたします。

平田委員。

○平田委員 鼻血で失礼いたしました。このところ毎朝出ているので。

昨日も研修で質問いたしましたときに、審議の中で十分チャンスがあるのに、改めて総括を委員の中でする必要は、無意味じゃないかというようなこともおっしゃっていただきましたし、実際、執行部のほうからは、結構それが負担であったというようなことも、前回の反省として出ております。

そういうことを考えますと、例えば交通安全の問題で、幾つかの課にまたがっていることを総括で聞きたいみたいな御意見もありましたけれども、それは委員の中では、例えば市民活動支援課に対して聞くときに、危機管理課にもまたがっていますけれどもというような聞き方をして、そのとき執行部が目の前にいらっやらないときは、後ほど回答を求めますとか、休憩時間の中に来ていただくとか、何らかの方法を取れば、改めて総括質問みたいなことをする必要はないかと思うので、委員が特別委員会の中で総括質問というのは不要だと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

柴田委員。

○柴田委員 私は総括したほうですけども、たしかコロナで、全体に対しての影響はどうだったのかというのを最終的に総括された委員もおられまして、一つ一つ、個別の審査

の中では分かりきれない、全体としてどうだったのという質問というのは、私はそれをなしにしましょうではなくて、あってもいう状況でいいのじゃないかなと。あれば、どうぞという状況でいいのじゃないのかなと思いましたけれども。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 先ほど議長からもお話があったように、総括質疑について、予算委員になっているメンバーでも本会議上での総括質疑ができるということで、柴田委員はもしかしたら、その辺を違うふうに捉えていらしたのかなという発言もありましたので。

予算委員の方でも総括質疑ができますので、それはそのまま本会議場でやって、予算委員会の中の最終日にあえて、それをそこに入れなくてもいいのじゃないかなというふうには思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

柴田委員。

○柴田委員 議員全体の総括を最後のほうに持っていったほうがいいじゃないのかなと思っているぐらいなのです。

というのは、予算の質疑、審議を聞いた上で、全体を見て、ここどうなんだという、要は個別の事業についての質疑ではなく、全体を鳥瞰した質疑というのは、最後にならないと出てこない部分もあると思うので。そこについて、そういう意味で、総括というのは最後にあったほうがいいのではないかとも思ったのですけれども。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 手続上というか、そういうことが今、柴田委員がおっしゃったように、最終日になるのですかね。そこに総括質疑というのが入られるのかどうかという、取り決めみたいなのはあるのですか。局長にお伺いしたいと思います。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局 取り決めというのは特にございませんが、そのように実施している例は確認しております。成田市、柏市。ただ、これ決算のときでございますけれども。決算の段階で、実施している例としては、柏市と成田市がございましたので。

前回、試行的にやらせていただいた部分では、総務部の日程を一番最後にずらしまして、その予算的な部分の総括という範囲を限定させていただいて、総括質疑を行った経緯があります。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 今、局長のおっしゃったのが、今回、私たちがやったみたいに、決算委員会の中の最終日に総括をやったということなのか、それとも、本会議場で今までどおり、日程の中間のところですか、そこで予算審査を、決算審査をする前の段階で、総括という形で今までやっていましたよね、うちの議会は。

その総括というのを取り除いて、最後の最終日に総括というのが、できるのか、できな

いのかというのが、ちょっと知りたいのですけれども。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 これは考え方によるかなと思います。ただ一応、議員必携では、委員会付託して審査する場合は、説明の後にその議案に対する総括的な質疑を行い、詳細な個別質疑は委員会で行うこととなりますよというような議員必携の記入にもありますので、総括質疑は本来であれば、委員会付託前に行うことが適当ではないかというのが執行部の意見でもございます。

ただ、今お話しいただいている部分で、全体的な総括質疑ということになりますと、全部課長に出席してもらうことになるのか、今までのように、前回やったように総務部の審査に併せて、予算的な部分だけでの総括を実施したいのか。それによって全然、会期の日数とかも違ってくるのかなというのは感じております。

以上です。

○伊藤委員長 今のお話を、いろいろ御意見、委員と局長のほうから説明がございましたけれども、それを踏まえて御意見をお願いいたします。

平田委員。

○平田委員 二つのことに分けて考えたほうが良いと思っています。特別委員会の中での総括的質問をすることと、それから特別委員でなかった方も含めて、全体としての総括的な質疑をすること、この二つを一緒に考えるとぐちゃぐちゃになってしまうので、まず委員会の中で、総括的質疑をどうするか。そして、全体として、総括的質疑は特別委員会の開催前にするものなのか。

齊藤委員がおっしゃったように、いろいろな話を聞いて、それで委員長報告の後とかでというふうな、この二つに分けて決めたらいかがでしょうか。

○伊藤委員長 まず最初に、予算審査特別委員会の中で総括質疑を討論の前に行うか行わないかを決定して、それに伴って、本会議での総括質疑について話をしたいと思います。

ですから、まず最初に、予算審査特別委員会の中で、討論の前に、串刺し的に総合的に、総括質疑という言葉が適切かどうかは分かりませんが、串刺し的に予算全体についての質疑ができるようにするのか、しないのかという。その時間を取るか、取らないかという議論を先にしたいと思います。

御意見をお願いします。

柴田委員。

○柴田委員 前回は、予算全体について、歳入歳出も含めていいということで、総務部、総務、財政関係を最後にしてもらって、それも含めた質疑をさせてもらったので、総括ですよって、そんなに大上段に構えてその時間を取っていただかなくても、歳入歳出含めて全体でありますかという。いわゆる事業、個別の事業の審議ではなく。この間みたいなやり方をできるのであれば、そんなにみんな次から次から手を挙げたわけでもなく。あと、

ふさわしいなと思う質問は出ていたので、それはあってもいいのじゃないかなと思います。

それをそこまで、なしにしましょうと蹴ることもないと思います。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 前に、一つの予算の中で二つの部にかかるそういうところで、後のを言っているときにそれに気がついて、もう日程が終わっちゃったところで直接聞けなかったということがあったわけですから、そういったことに対して、救済措置というか、最後にまとめて聞けるところというのはあったほうがよろしいかと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 執行部が結構負担だったというのは、総括質疑になると、全部の所掌の職員が全部出てこなくてはいけないとか、そういうことが大変だったのか、何が御負担の原因だったのか、もしお分かりだったら、事務局長にお尋ねしたいと思います。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 総括質疑ということで、従来ですと通告という形を取らせておりますので、通告がない中での回答、答弁というのは、執行部としてもお答えができない部分もあるという部分も聞いております。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 聞きそびれたことを聞くというのは、ちょっと違うかなと私は思っているのです。影山委員がおっしゃったこと。聞きそびれちゃったということは、それは、その担当のところに行って、自分で穴埋めをしてもらいたいなと思っていて。歳入歳出全体を鳥瞰して、あと、予算の編成方針から何から、いっぱいそういう全体に係る資料が出されている中で、事業を聞いた上で、さらに、じゃあ、という意味でのそれこそ模範になるような総括ができるかどうかといたら、それはそのとき次第で、よく分からないですけども、全体を通した、委員長が言ったような横串的な質疑がちゃんとできるのであれば、総務を最後に持ってきてもらって。

そして、通告もなくいきなり聞かれるのは、つらいというのであれば、大体4日も5日も審査していれば、何を聞きたいかというのは出てくるはずなので、こういうことを聞きますということを通告をする、その上で質疑するということがあってもいいのかなという気がいたします。

あと、もう一個つけ加えれば、昨日、先生がおっしゃっていた委員間討議、ああいうのもどうなのだろうというふうに思っています。

○伊藤委員長 今、総括質疑という言葉が適当かどうかというのがありますが、特別委員会の中で、討論の前に横断的に、各課、各項目ではなく全体を通しての質疑をしたいという時間を設けるか設けないかという話なので。設けたとしても、決算のときを見ると、そんなに時間を取ったというような話ではないと思うのです。執行部のほうも、通

告がないと答えられないということなのですからけれども、決算の中で話したこと以外に、新たなことは出てこないのではないかと私は考えるのですけれども。

秋谷委員。

○秋谷委員 先ほど言っているように、4日も5日もやっている中で審議は十分されていると思うので、私は総括については、わざわざやることはないと思うのですけれども。私はそういう意見です。

○伊藤委員長 ほかに。

徳本委員。

○徳本委員 それまでの個別の質問では聞けない全体的な予算の質問ということなので、今の秋谷委員の言っていることとは、私は考えが違います。ほかの項目については聞けない全体的な予算の質問は、できたほうが良いと思います。

それでもし、その場で答えられないのであれば、それは、ほかの全体の審議でもそうですけれども、答えられないものは後で答えてくださいとか、そういう対応をしてもらっているし、無理にその場で答えろという議員もいないので、答えられる範囲でいろいろな多角的な角度からの質問が増えるという意味では、確保したほうが良いと思います。

○伊藤委員長 時間も、もう1時間ちょっと過ぎていますので、ここで休憩を入れたいと思います。再開したときに決定していきたくと思いますので、休憩中にお考えを固めておいていただきたいと思います。

それでは、時間があまりないので、15分までの休憩ということでよろしく願いいたします。

—休憩 11時 8分 再開 11時15分—

○伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

今、総括質疑という言葉が適切かどうか分かりませんが、横断的な質疑をする時間を設ける、設けないということを協議しているのですけれども、その話をする場合は、総務を最終日に持ってこなければいけないのかなというふうに決算のときには考えたのですけれども、それを踏まえて、御意見をお伺いしたいと思います。

柴田委員。

○柴田委員 総括という名前がふさわしいかどうか分からないということですが、確かにこの間の議事録を今チェックしてきたら、会計年度任用職員について、どうだったのだという、確かにあれは全体に係っているので総括としていいなと思って聞いていたのですけれども、そういう質問であったら、総務を最後にしてもらおうと、そういう質問って聞きやすい。

総括というふうに枠を取らないでも、全体の歳入歳出に関するものというのは、総務の財政の部分なので、最後にそれをしていただければ、十分それで尽くせるかなと思って。この間の会計年度の質疑というのは、とてもいいなと思って聞いていたので、その質問が

出るようであれば、最後に総務にさせていただければいいのかなと思いました。どうでしょうか。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 総務を最後に持ってくるということは、執行部のほうも特別負担になるということではないかなと思うので、これまでの前回の決算委員会で、初めて総括的、横断的質疑を最後にやるよというふうになりましたけれども、それまでも、過去にはないけれども、歳入歳出とか全体的なことを委員会の中で質疑をされていたことはあったと思うので、総務を最終日に持ってきて、あえて総括的な横断的な質疑をこれからやりますよというふうにしなくて、その総務の質疑の中で、今、柴田委員がおっしゃられたことも、質疑として出ても当然じゃないかと思うので、それは特に執行部が負担になるということでもないで、いいのじゃないかと思うのですけれども。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

今、出ている話では、日程を最終日に総務を持ってきて、討論の前に予算全体についての質疑時間を取るということで話していますけれども。

○伊藤委員長 はい。

○斉藤委員 私は取るということを言っていないで、あえて取らないで、その総務の質疑の中で、歳入歳出も含めた財政のこと、款項にないようなことも質疑すればいいので。あえて取りますよとしてしまうと、執行部も構えてしまったり、負担になってしまったりするので、その時間は取らないで、総務の質疑の中ですればいいのじゃないかなという考えです。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 私も斉藤副委員長が言ってくださったとおりで、市債とかも総務なのですよね。市債とか本当に横断的な部分って総務なので、そこで総務が最後になれば、全体できるかなと思いますけれども、どうでしょう。

○伊藤委員長 今、お話ししている時間を取る、取らないという話なのですけれども、総務の予算の審議をする上で、委員長はきっと当然、款項に沿ってずっと進めていくと思うのですね。その中で、ほかの全体的なことを聞けないのを討論の前に行うということではなくて、間で行うということですか。

徳本委員。

○徳本委員 あえて何も言わないというのを強調されているのですけれども、私は今、伊藤委員長がおっしゃったように、最後に一応、予算全体のことで総務の方に聞きたいことがあるかというのは言ってほしいなと思います。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 徳本さんと似ているというか、あえて言わないというか、一応、最後まで款項の順にやって、何かありますかということはもちろん聞かれると思うのですね、委員長



は。なので、それはそれで。

ただ、あえて総括的な質疑はありますかとか、そういうふうな言い方をしないで、最後に何か皆さんごさいますかというような感じで進めていけばいいのじゃないかと思います。

○伊藤委員長 総務の最後に、総務についてではなくて、予算全体についての質疑はごさいますかというふうに委員長が振っていいのかどうかということなのですからけれども。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 最終日に、執行部のほうは、総務が来ていると思うのです。ほかの常任委員会の執行部の方は来ていないと思うので、そこを例えば、何日前に聞きそびれたから、それとか、そういうふうな感じで聞くことはどうかなと思います。

ただ、財政の面で総務に聞くべき内容であれば、それはそれで、いいのじゃないかと思います。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 今、聞きそびれという言葉がありました。これが委員一人一人の責任を負うものだったらいいのですけれども、執行部側の説明に穴があって、結果、聞けなかったという場合はどうなのでしょう。前回、問題だったところも、どちらかというところ、そちらのほうだったと思うのです。聞いていると。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 委員の責任でなく、何かそういうことが起こってしまったときには、最終日に質疑されてもいいのですけれども、そこには総務の執行部しかいないわけで、答えられない部分もあるので、それは、後ほどみたいな形で委員の方が了承してくだされば、それはそれでいいのじゃないかと思うのですけれども。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 答弁漏れと、それから言いそびれということに関しては、その日のうちに解決できると思うのです。執行部がきちっとした答弁が不足していると思ったら、答弁漏れですとか、再質問して、そここのところを、こういうところはどうですかともう一回聞くことができるので、その辺のフォローは、全体として最後に取りまとめてやらなくてはいいこととは思いません。

それから、総務だけが全体のことを質問していいということではなくて、それぞれの委員会で、予算に関係なく全体として聞きたいことというのは、例えば、総合計画の中の進み具合とか、そういうことも含めて出てくるかと思うので、それぞれの日にちに全体的なことを聞いてもいいということ暗黙の了解というか、個別の項目だけじゃなくて、これは全体的にどうですか。例えば、さっき言いました交通安全で、これとこれとこれがまたがっていますけれどもというようなところが、その中で聞けるわけですね。それは予算じゃなくて、項目ごとの関連ということでは聞けるので。

まとめて言いますと、総括としての別の時間は取らなくていい。それぞれの日にちに全

体的なことも、ほかの事業との関連も聞いていいということにしていれば、総括の時間は、あれだけ聞く時間があるって、改めてまた聞くのかというのは無駄だと、昨日もおっしゃっていましたが、実際そうだと思います。

ということで、総括を特別委員会の中で聞かなくていいということをお願いしたいと思います。

○柴田委員 言っていることがよく分からない。

○伊藤委員長 要は、全体を各所掌の特別委員会の中で、そのまたがるものを聞いていけばいいというふうな御意見だと思うのですけれども。それができていけば、もう最終日には要らないのですよね、きっと。その部分とは違う、また考え方でしょう。

柴田委員。

○柴田委員 教育だったら教育関係の人しかいないわけで、総括的なことは、もちろん逆に答えられないと思うのですよね。全体を俯瞰してどうなのっていう話って、総務、財政の人に聞く話かなと思うので。さっき落ち着きかけた斉藤副委員長が言ってくださったぐらいのまとめでいいのじゃないかと思うのですけれども。

○伊藤委員長 それでは、最終日に総務所掌の部分を最終日に持ってきて、その中で予算全体のことが、聞きたいことがあれば、討論の前に聞いていただくというような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 なければ、そのまま討論に入ってしまうし、あるようであれば、その場でやっていただくと。そういうふうに決定してよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決定した際に、本会議での予算委員の総括質疑はしないということで、決定。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 予算委員会の中で、総括質疑を設けないということに今決定をしたので、最後に、討論の前に歳入歳出とか、財政に関わることを聞くのは、もちろんよろしいですけれども、そうであるならば、議長が先ほどおっしゃったように、総括質疑、予算委員でも予算委員じゃなくても、してもいいんじゃないかなと思うのですけれども。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 確認です。先ほど柴田委員のほうから発言があったコロナ対応の13項目の中の6番目、議案質疑についてがありますけれども、これが従来どおりかということに関しての確認をしたいと思います。

申合せの18ページ、議案に関する事項というのがあります。質疑に関する事項で、今現在は、委員会所属議員の本会議での質疑というのがあります。もし、あれば、申合せの18ページの下のほうを御覧ください。

ここには、現在、予算質疑、決算質疑を除き、委員会付託する前の総括的な質疑において、付託される当該委員会に所属する委員は質問をしない。できないものとする。このようになっているのです、今現在。それは平成20年、14年前に決まった申合せですけれども。予算、決算、この委員を除く常任委員会の議員はできないわけですが、今現在は予算委員会、決算委員会の委員も、本会議上での総括質疑ができるということになっています。

それを先ほど柴田委員のほうは、暗黙の了解で、できないというふうに捉えていたというので、その確認を、このままでいいのか、あるいは、この申合せをできないに変えるのか、その確認を議運でしていただければと思います。

以上です。

○伊藤委員長 今の特別委員会の委員は、総括的質疑が除かれるということだけで、できるということじゃないですね。突き詰めれば、そうなるのですけれども。常任委員会のほうは、できないということになっていますよね。

○岩田議長 常任委員会は、大綱質疑ができない。

○伊藤委員長 できない。総括質疑についても、どうするかという話ですね。

議長。

○岩田議長 現在は、予算委員会の人も、決算委員会の委員の人も、本会議上での総括質疑はできるということになっていますから、それをそのままでいいのか、改めて、できないようにするのか。その確認をしてもらえればと思います。

○伊藤委員長 御意見を。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 私、さっきちょっと言い間違えてしまったのですけれども、予算委員になっている方は、委員会の中で細かく質問ができるので、特に総括質疑をされなくても事が済むのではないかなと思います。

なので、予算委員じゃない人で総括質疑をするということでもいいのじゃないかと思いません。

○伊藤委員長 御意見、ほかに。

徳本委員。

○徳本委員 今の御意見に賛成です。

○伊藤委員長 ほかに御意見のある方。

秋谷委員。

○秋谷委員 私も賛成です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 そこには一応賛成します。

それで、先ほどちらっとお話が出ていましたけれども、委員になっていない方は、発言

機会がないわけですね。委員会の中で質問する。だから、総括質疑を前じゃなくて、聞いた後でできないかというようなことがさっき出ていましたけれども、それに関しては、議会のルールとしてどうなのかなというところをお伺いしたいと思います。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局 失礼しました。先ほど議員必携にもございましたけれども、総括質疑等につきましては、委員会付託をする前に行うのが通例になっております。

委員会に付託された以上は、委員会は結論を出さないと本会議に戻すことができないものです。改めて、委員長報告が終わった後に、本会議で総括質疑を行うということは、不可能だと考えております。

以上です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 ということであれば、先ほどからお話が出ているような方向で、私は賛成いたします。

○伊藤委員長 それでは、予算特別委員会に入っている委員は、総括質疑をしないということよろしいですか。認識で。これは、申合せ事項にそう書いてあるので。手続的にはどうなのでしょう。

議長。

○岩田議長 これを変えるのであれば、今日の午後、委員長報告の後に全協で確認をして、予算とそれから決算、いわゆる特別委員会に関しては、委員の人は総括質疑はできないというふうに申合せを改めたいということを諮って、決定してもらいたいのです。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 この申合せは、大綱的質疑という言葉が丸3とか出ていませんけれども、大綱的質疑と総括的質疑は使い分けしているはずで、議案については、大綱的質疑ですね。総括的といったら、予算と決算しかないのに、予算審議と決算審議を除き、委員会付託する前の総括的質疑はできないというふうになっているから、これ言葉遣いとして、おかしくないですか。

岩田議長。

○岩田議長 これは、総括的、ほかの市議会でも、大綱質疑とは使わないで、総括的質疑とやっているところもたくさんあります。ですから、これは、総括的も大綱というのも、ほぼ同じというふうに考えていいと思います。

○柴田委員 うちも使い方変えた方がいいのじゃないですか。

○伊藤委員長 事務局に確認しますけど。

○柴田委員 申合せと実際が違うのは、紛らわしいと思う。

○伊藤委員長 大綱的質疑と総括質疑というのは、どこがどう違う。説明をお願いします。

○石井議会事務局 言葉的に申しますと、大綱的質疑というのは、広く大枠の質疑とい

う認識。また、総括質疑といいますのは、一度に複数の議案を聞くことができるというのが総括という認識であります。

ただ、言葉遣いは、確かに決算と予算は総括、他の議案は大綱的質疑という形でやっているところですが、内容的には、これといった制約等があるわけではございません。

以上です。

○伊藤委員長 柴田委員、大丈夫でしょうか。

○柴田委員 大丈夫というより、紛らわしいです。

○伊藤委員長 その辺をどうするか。この言葉の使い方は、今までどおり二つを使っていくのか、今後、一つにまとめていくのかとか。その辺の御意見は。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 二つあると紛らわしいと思います。それで、もし今回、総括的質疑を予算委員はできないというふうに全協のところで確認するのであれば、この申合せ自体をこの大綱的質疑、総括的質疑という部分も、併せて変更したらどうかなと思うのですけれども。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

柴田委員、大丈夫ですか。

○柴田委員 副委員長と同じ意見です。

○伊藤委員長 それでは、特別委員会の委員は、総括質疑をできないというふうに変更することについて、委員の方は、それでよろしいということですね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしということ。

では、そのように決定させていただきますので、今後の手続については、議長のほうにお願いして変更をしていきたいと思っております。

それでは、これで議題2は終わってよろしいですか。

○柴田委員 委員間討議は、そこまではできませんか。委員会討議はぜひやってくださいと。

○伊藤委員長 委員間討議ですか。そこまで話を進めていきますか。

平田委員。

○平田委員 議員間討議に関しては、昨日の講演を聞いて出てきた話ですので、ここはペンディングということで、今回はそこまで話をしなくてもいいと思っています。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

和田委員。

○和田委員 議員間討議に関しては、やってくださいという意見はあったものの、どの自治体で、どういうふうな事例でやっているかというのが、まだ把握できていないというところが現状でございます。

したがって、これは今回やるには間に合わない状況で、今後の議論ということでやった

ほうが、現実的ではないかと考えています。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。大丈夫ですか。

では、今後、また協議するというので、できるときにするということによろしいですか。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 今回の件については、それでいいと思うのですけれども、昨日の研修を受けて、予算の審議のあり方みたいなところで、先生からいろいろな指摘があったと思うのです。

最後のほうに、うちの市議会はあまりにも時間が長くて、聞くのもというような、そんなお話も出ていましたけれども。質疑の中身が一般質問化にならないような感じで、昨日の研修を受けて、それぞれの議員がしっかり予算の審議のあり方を見つめ直して臨むというふうな形を皆さんで確認できたらいいかなと思いました。

○伊藤委員長 その部分については、どういうふうにしたらいいですか。全員にということになると、全協か何かの。委員会でいいのか。特別委員会を召集して、委員長決定のときに委員長から言っていただくというふうな形になると思うのですけれども。

そのような認識でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 議員間討議については、ののしり合いになってしまって、やめたとか、いろいろなお話がありましたので、今後の課題ということによろしく願いいたします。

それでは、議題の2を終了いたしまして、議題の3の傍聴規則についてを議題とします。議長より、改正案が示されておりますので、議長に説明を求めたいと思います。

岩田議長、手短によろしく願いいたします。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 傍聴規則の見直しですけれども、前回の議案で皆様方の意見を聞いて、その後、終わった後に、ほかの会派からも御意見を頂き、それから参考自治体の事例を見ながら案を作ってみました。お手元にあると思いますけれども。

変えるところは、新旧対照表を見たほうが分かるかもしれませんが、まず第4条、それまでの4条とか5条を一つにまとめました。なるべく簡素にしようということで。これ、傍聴の手続、これ間違いだな。傍聴券の手続じゃないな。傍聴の手続ですね。傍聴の手続で第4条として、所定の場所、つまり、今の傍聴席の入口のところに傍聴受付票、これが通し番号で、1番から何番というふうに定員の数だけ受付票を置いておいて、そこに自分の住所と名前を書いて、傍聴受付箱に投入しなければならない。

それから、傍聴は先着順。つまり、枚数に限りがありますから、普段は41名ですけれども、このコロナにおいては20名と。定員の数だけ傍聴受付票を置いて、入れてもらうと。

それから、この4項ですね。議長は、必要があると認めるときは、傍聴券を交付するこ

とができる。つまり、普通の場合は、入口にある傍聴受付票に名前と住所を書いて箱に入れるのですが、特に市民に大変重大というか、関心のある議案だとか、請願がある。

例を挙げるならば、以前の合併問題があるとか、あるいは、給食センターをどうするかとかというように傍聴席があふれることが想定される場合は、ここに4項にあるように、傍聴券を交付して、どういうふうにするかというか、制限を設けるといことが傍聴の手続になります。

それから、第5条、第6条については、第5条は傍聴人の議場への入場禁止ですね。第6条と第7条は、要は会議を妨害したり、人が人に迷惑をかけないようにすることが目的ですから、それまでの条項を少し簡素化して、1号では、危険と思われるものを所持している者に変えました。

それから、第7条は、新しく加えたものでは、電子機器等は電源を切るなどして音が出ないようにすることということで、使用をしない、できないということを行っているわけではありません。

これは、5年後、10年後の傍聴のことを考えて、いろいろな新しい電子機器もこれから登場するかも分かりませんが、それは議会を妨害するとか、あるいは、周りに迷惑は掛けないように、そういう意味で第5号を設けました。

取りあえず、以上です。

○伊藤委員長 今、議長のほうから説明がございましたが、補足説明や質疑について、質疑ございますでしょうか。

○岩田議長 もう少し細かく説明したほうがいいですか。

○伊藤委員長 お手元に現在、改正案が今届いたという方もいらっしゃるようなので、これを今この場でというのは難しいかなと思うので、もう一度皆さん持ち帰って、改正案をしっかりと見ていただいて。長くないから大丈夫ですか。

結構、これ、細かくやろうと思うと、あるような気もするのですが。

岩田議長。

○岩田議長 傍聴規則、できれば今度の会期から改正したいと思いますし。以前は、これ白井市議会もそうですけれども、傍聴取締規則というふうになっていたのです、前は。傍聴取締規則。これが今は、傍聴規則。

要は、昭和の時代ですから、迷惑行為、特に新旧対照表の現行を見てもらえば分かりませんが、第7条は、銃器その他危険なものを持っている者とか、あるいは、第4号の張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者、笛、ラッパ、太鼓とか、こういう妨害するもの、あるいは、第8条の鉢巻き、腕章だとか、第4号の帽子、外套、襟巻とか、要は危険物を隠していたりとか、あるいは音を出したりとか、そういう妨害する者を取り締まるためにできたのが、もともと傍聴規則なのですね。

ですから、令和の今の時代、あるいは、5年後、10年後、維持するためには、これを簡

素化したものに規定、特にといいますか、皆さんのこの前の議運での話を聞いた中で、特に和田議員のほうから、前の現行の第7条の第6号、要は会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者。それから、第8条の第6号ですけれども、裏の裏側になりますけれども、第7号かな。前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。これが入っているので、その前後については、少し簡素化して、必要なものだけを入れたということですね。

○伊藤委員長 岡田委員。

○岡田委員 私は、もうこれでオーケーだと思いますけれども。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 前回、この議論したときに、私、きちんとお話しできていなかったかと思うのですけれども。後から振り返ってみていろいろ考えた中で、最後のほうに写真、映画、撮影とか録音の禁止というふうには書いてはあるのですけれども、してはならないとは書いてあるものの、電子機器を持っていれば、ピッと押せば録音もできちゃうし、ポケットにやってピッとやれば、悪意を持った傍聴人がいた場合には、何かそれを電子機器を持っているということは、そういう心配というのがちょっとあるのではないかなというのを後からいろいろ考えた中でちょっと思ったのですけれども。その辺は、皆さん、どうお考えでしょうか。

○伊藤委員長 今、齊藤副委員長のほうから、電子機器の持ち込みについてということですが、持ってきちゃったものを保管するという手段がないと思うのです。今、スマートフォン1台、十何万とかそういった金額になるものを預かって保管するというようなことが、今現在できないという状況を踏まえて。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 今まで、この規定は、ここはなかったのですよね。電子機器に関する持ち込みの規定は。だから、もしかしたら、みんな持っていくと思いますよね。今まで録音していた人がいたかどうかは定かではないですけれども。

その辺は、皆さん、どうお考えでしょうか。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 ですから、新しいところの第8条は、これは残していますから、写真とか映画等、撮影あるいは録音をしてはならないですから、確かに電子機器、スマホとかタブレットを持ってきても、それは分からないように録音するかどうかは分かりませんが、原則的には、それはしてはならないとなっていますから。そこを県議会とか国会のように、ロッカーがあつて、あるいは預かっている場合ならともかくとして、それを持ち込んだ場合に、録音しているかどうかというのは、確認はできないですよね。

ただ、8条では、それはしてはならないと書いていますので、これ以上チェックは無理じゃないですかね。



○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 私は身体検査とかを特別することも、もちろんできるわけないので、この文言で私はいいと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 時代に即した形で、すごくよくまとめていただいたと思います。

それで具体的に、銃器とか、鉢巻きとか襟巻とか、そういうことも含めて、こういう書き方になったことで、ある意味全てを含んで、注意ができるターゲットになったとも言えると思いますし。

また、議員だって、携帯電話は議場に持ち込んでいますよね。音が鳴らないようにとかはしているし。そこを今、携帯電話も携帯しないでくださいとは言えない時代ですし、ここに撮影とか録音してはならないと書いている以上、個人的に家に帰って、それを聞かれたりということはあるでしょうけれども、例えば、SNSにアップしたりとか、そういうことは、してはならないということを前提にすると、禁止しているということが言えると思いますので、これ以上に関しては、御本人の良識も含めて、罰則規定を作るわけでもありませんし、私はこの改正案で十分だと思っています。

以上です。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 全体を通して、前回の議論をきちんと踏まえた内容に整ったなという感想です。ですから、特に直すことはないかと思っています。

また、録音等については、何だかんだいって、市のホームページにも公表しているわけですし、録音されたとか、それをそのまま公表されたぐらいでは、実害はないだろうと思う。悪意といたら、それは、画像や音声を加工したりとか、嘘を流した場合には、それに当たるのかもしれませんが、それはまた、別の法律で取り締まることにもなると思いますので、あまり議会の中で考えなくてもいいのかなという感じはします。

以上です。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 皆さんの御意見で、もちろんよくまとまったものを作っていたので、ちょっと先ほど言った心配はあったのですが、

ただ、今、影山委員がおっしゃったように、たとえ、それを撮ってSNSで流したとしても、実害はないだろうと。ありのままだからというようなお話は、それは受け入れられないというか。そういうのはいけないとふうに書かれているので、そういうふうにした人がいたときには、それはしっかりと議会で、また傍聴人への対応はしっかりと考えていくべきだと思います。

以上です。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 この案で賛成ということで。言うところ、大体、会議を入られたときには、議長がアナウンス、ガイダンスで流しているというところもありましたので、特にこの文言を削除しても弊害はないかと思っています。

以上です。

○伊藤委員長 ほかにございませんか。

徳本委員。

○徳本委員 多分、私の意見は取り入れられないだろうなと思うのですが、ほとんどの部分は、子供が入れるようになっていたり、いろいろ具体的に書かれているのをまとめてくださっていて、よかったなと思います。

今回、議長が多分、案を作ってくださったのは、例えば意見が分かれていたのは、傍聴券が要るかどうかというところで、私は要らないという考えだったのです。異様な服装というのでも要らないと思っています。それから、先ほど出たように、映像が公開されているという段階で、写真や映像というのは自宅でも撮れるし、使えるということになりますので、そうであれば、ここで禁止しても意味はないということで、映像と写真も音がしなければよいとは思っているのです、この第8条も要らないと私自身は思っています。ということですので。意見としては、そうです。

ただ、分かれたところは、現状維持という選択を選ばれたのだと思うので、多分、傍聴券も映像の撮影禁止というのでも、割と多くの人々が支持しているということだろうと思うので、私は反対ですが、全体として、こうまとまるなら仕方がないかなという意見ですかね。

○伊藤委員長 議長に1点だけ確認したいのですが、4条の2項の傍聴は先着順とし、会議当日に限り、これは、わざわざ会議当日に限りとしたのは、これはどういったあれなのですか。

○岩田議員 当日しか使えませんよ。その傍聴受付票を通し番号ですから、例えば、初日が1番から20番であれば、翌日は21番からというふうになりますから、それは当日に限り傍聴できると。傍聴は先着順です。つまり、傍聴受付票がなくなったら、もう傍聴はできないということですね。

○伊藤委員長 何かこれ、ちょっと分かりづらい表現のような気がします。傍聴券が当日限り有効だという意味合いですよ。

○柴田委員 傍聴券、発行しないのですか。

○伊藤委員長 傍聴券は発行しないの。

○柴田委員 傍聴券は、あふれそうなときに議長の裁量で傍聴券を発行することができる。4項で。

○伊藤委員長 4項で、だけど。

○柴田委員 普通は、受付箱に住所とかを書いて、ぽいって箱に入れるだけ。

○伊藤委員長 当日に限り傍聴することができる。皆さん、これで大丈夫ですか。

柴田委員。

○柴田委員 傍聴券の発行をやめて、傍聴しようとする人は、受付に紙が置いてあるから、ほかの審査会とか聞きに行くと、傍聴券が置いてあるじゃないですか、受付の紙。住所と名前を書くようになっていきますよね。それを横に置いてある箱の中に、自分で書いて、ぽいって入れてくださいということだと思うのです。

傍聴券というのになると、さっき議長が説明したように、請願とか大きな問題で、傍聴の人がすごくたくさん来そうな場合に、整理するために傍聴券をちゃんと発行しますよと。

ふだんは、傍聴の票、券ではなくて票に名前と住所だけ書いてもらって、箱に入れてくださいねというふうなことになっていると思います。

それで、その日だけの有効だから、次の日、また傍聴に来たら、またもう一回、住所と名前を書いてくださいねと書いてあるだけだと思うのですけれども。あまり、えっとは思わなかった。

○伊藤委員長 そうですか。皆さんがそうであれば、別にいいです。

ほかにないですか。

あと、これをいつから、議長は3月議会から適用したいというふうにお話があったのですけれども、これ、周知とかそういったことを考えて、3月議会で本当に間に合うのかどうかという。一般市民に。その辺の御議論をお願いしたいのですが。市民が一番議会のことで目にするのは、きっと議会だよりじゃないかと思うのですけれども。

柴田委員。

○柴田委員 ホームページを充実させるという意味でも、傍聴規則が変わりましたとトピックに上げて、そういうふうにお知らせをするということでは駄目なのでしょうか。

○伊藤委員長 そのホームページというのは、市のホームページの議会のところという意味ですか。

ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 今、議会だよりというお話が出ましたけれども、レイアウトの割り振りは全部できているので、今からこれを記事として入れるのは、大変難しいと思うのです。傍聴にお越しくささいみたいな枠の中に、傍聴規則が変更されてホームページで御覧いただけますみたいなことを入れることぐらいは、できるかなと思っています。

それで、ホームページにさっきおっしゃったようにアップしておけば、それは市民に周知ができるかなと考えています。

○伊藤委員長 それでは、これは、適用については。

岩田議長。

○岩田議長 これは、傍聴の手続を簡素化するためのものですから、今までは事務局に来て、受付簿に名前を書いて、傍聴券を発行してもらって、終わったら返すと。その手続を

簡素化するものですから、もちろん周知は大事なのですけれども、3月議会においては、しばらくの間は事務局の職員が、事務局の受付に来たら、そのまま傍聴席に行ってください。当面の間は、傍聴席には職員がいて説明をしないと、それはいきなり、今までと変わるわけですから、職員が何日かいて説明をして、ここに書いて箱に入れたら、あとは、その日のうちは有効ですという、言葉で言ってもらえれば。

当然、そのときには、この傍聴規則も、当面の間は渡す。あるいは、掲示するということになると思いますけれども。これ、簡素化するものですから、これをみんなに周知しなければ分からないということではないと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 今、取りまとめている議会だよりというのは、3月議会の前に発行されるものですので、これは、傍聴規則を簡素化しました。詳しくはホームページを御覧くださいということでは周知できると思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

それでは、今、周知については、議会だよりの今度、発行するのに間に合うのですか。

○平田委員 はい。間に合います。

○伊藤委員長 間に合うのであれば、そこに今言ったように、傍聴規則が変更になり簡素化されました。詳しくはホームページでという文言を入れていただいて、ホームページに掲載をして、3月議会から適用ということで、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 事務局のほうは大丈夫ですか。

局長。

○石井議会事務局長 それでは、現在の案につきましては、一応、市の法規系のほうに条文等の確認をさせていただきまして、文言の整理が必要な場合には、改めてお知らせをしたいと思いますが、規則の改廃につきましては、議長さんの権限でできますので、議会の議決が必要になるものではありませんので、3月議会から実施することは問題ないと考えております。

以上です。

○伊藤委員長 それでは、今、局長のほうの説明がありました字句の整理については、議長に一任ということではよろしいでしょうか。

徳本委員。

○徳本委員 さっきの発言だけ修正します。私も真剣に考えたので、みんなが言うなら仕方がないという発言は取り消します。自分は、やはり4条と5条の3番と8条は要らないという意見で最後まで通します。

納得いかないのは、異様な服装というのだけ特出しになっているのが、よく分からない

ですけれども、何で残っているのでしょうか。何かその服装で妨害するようなことがあれば、括弧4の迷惑を及ぼす者に入ると思うのですけれども。これは消しても別にいいのかなと思うのですけれども。

傍聴の票と、映像とか写真については、かなり皆さんの反対が多そうなので、残るのでしょうかけれども。別になくてもよさそうじゃないですか。この服装については、自由でよろしいかと思うのですけれども。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 オリンピックのときなんかもそうですけれども、洋服に文字が印刷してあってというようなところで、洋服によって何かを主張するということができますし、不快感を与えるということもできますし、そういう意味では、異様な服装という取りまとめの中でおけばということで、これは、襟巻とか鉢巻きとかそういうことではなく、全てを含んで、何か指摘ができて、議長から注意もできるという権限を担保する上でも、残しておいたほうがいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

秋谷委員。

○秋谷委員 私自身も、常識の範囲内ということはあるのですけれども、一応、言葉として残しておいたほうが注意しやすいとか。何もないと注意もできないので、一応、この文言は残したほうがいいと思います。

○伊藤委員長 大方の方の意見は、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 徳本委員、大多数がそういった御意見なので、御承知おきのほどよろしく願いして、そのように決定させていただきたいと思います。

傍聴規則については、これでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、時間がもう12時を過ぎておまして、あと、今日の議題については、4と5と6、その他ということになっておりますけれども、検討事項については、取り急ぎ、何かしなきゃいけないということはなかったと思うのですけれども。

柴田委員。

○柴田委員 この間、表で出した検討事項の中で、Zoom会議みたいなオンラインの会議については、今日、午後、2番目にグレードの高かった。傍聴規則が1番でしたよね。2番目がZoom会議のだったので。午後やるので、それをまた二つ目も、今日それも一応取りかかることができるというふうに考えていいのじゃないでしょうか。二つは検討したということで、今後の予定をまた改めて立てていただければ。検討事項については。

○伊藤委員長 それでは、検討事項については、2のZoom会議が午後の全協でされるということなので、その4の検討事項については、また後日、日程を決めて検討をすると

いうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決定させていただきます。

局長。

○石井議会事務局長 前回、本会議の議案等につきましては、本会議上程後、ホームページに掲載するというので決定をいただきまして、ホームページのほうに提出された議案等というところで、12月議会の議案もそれぞれ載っております。ここに議案だけではなくて、議案に付随する資料等も入っておりますので、御活用いただければと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長 皆さんも、後ほど市のホームページの議会のほうの12月議会のほうを見ていただくと、議案と議案に伴う資料が載せてございますので、3月議会も初日に議案が上程された後、次の日にはホームページ上に議案が載るということで、御認識のほど、よろしく願いいたします。

それでは、あとはアプリについては、皆さんにこういうアプリだということをお知らせしたと思いますけれども、それについて、何か御意見ございますでしょうか。

平田委員。

○平田委員 実際使ってみないと、何が足りないかというのを、まだ使っていない方もいらっしゃるのでは、これは今日決めなくてもというのは思います。

その必要性に関して、それを発言した議員さんに説明いただかないと、その必要性というの、今だったら小田川さんから出ているのですけれども、小田川さんは議運のメンバーではないので、その理由をきちっと皆さんにということが必要ですし。

それと、一部の議員さんが入れたいと言って入れるのか、その人が入れたいと認めたものは、全員が入れるということなのか、その辺だけはコンセンサスを得ていたほうがいいかなと思うのですけれども、そういうことを含めても、今日、ここで話し合うというよりも、次の機会でもいいかなと思っています。

○伊藤委員長 このタブレットについては、皆さん、ある程度は使い慣れてきているのかなと思うのですけれども、そうでない方もまだいらっしゃると思いますので、あまり先行して進んでいかないほうがいいかなという御意見もございますので、今後、検討していくということで、この部分もよろしいですか。大丈夫ですか。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 今、委員長がおっしゃたように、使いこなせる方がどんどん、どんどんバージョンアップを進めるというよりは、本当に一番最初に話し合ったときに、誰一人取り残さないようにということがあったのですけれども、その辺の差が出てしまっているのが現状なのかなと思ったら、きちっと皆さんが使いこなせるようなことから始めるべきではないかなと思いました。アプリについては、次回でいいと思います。

○伊藤委員長 血脇副議長。

○血脇副議長 このアプリのインストールというか、そういうあれなのですが。今、平田委員のほうから、個人で入れるものなのか、それとも全体なのかということなのですから、タブレットの使用基準第7条の中に、端末機に設定するアプリについては、端末機使用者全員で使用するものとするということが書かれていますので、その辺を御認識いただければと思います。

以上です。

○伊藤委員長 今、副議長のほうからお話がありましたとおり、使用基準があるということで、今後、それを含めて考えていくということで、今後の課題ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、アプリについても、今後、時間を設けて、できるときに行うということで、よろしく願いいたします。

それでは、6番目のその他についてを議題といたします。その他、何かございますでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 スクリーンを使うことについてなのですけれども、これまでは、一般質問で議員が自分で用意した資料を議場で使うということと、だから一般質問の中で、執行部が説明のために資料を使うというのはなしで、議員が用意した資料を示しながら、一般質問を行うということと。あと、笠井市長がパワポを使ってよく説明をされるように、執行部のほうから申入れがあって、パワポを使って説明したいというようなときが、取りあえず認められている状況なのですけれども。

この間、今年、経済の常任委員会で、アクセス道路の議案があったのですね。そうすると、みんな、手元に地図を持っているけれども、手元の地図のこのところっていても、とても分かりにくいし、また、皆さんが傍聴しているということと、常任委員会は中継されているということを踏まえると、そういう図面みたいなものも、説明のときに、あと、議案の質疑のときに使って、この場所と分かりやすい説明というのを心掛けるということも必要かなと、この間の議案審議のときに思いました。

これはまだ、今まで、委員会のほうから、パワポで説明してもらえませんかと申入れをするということになると思うので、使い方としては、範囲が広がることになることなのですから。毎回毎回それをするわけではなく、これは図面で落としてもらったほうがいいねみたいなきに、必要に応じて、委員会が説明をお願いした場合に応じてもらえるというようなことも認めてもらえないかなと思って、議運で諮ってもらいたい。別に今日、結論を出さなくてもいいのですけれども。3月議会がもう迫ってきているので、それまでには、一応、話し合いをしてもらいたいかなと思っています。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 今度の3月議会から、たしか委員会や議事録のほかに、添付資料についてもホームページ等で公開されるような形になっておりましたと思います。ですので、この市民に分かりやすいといったところは、まずは公開された後のことで、また考えれば。まずは早急に導入というよりは、ここで考えたほうがいいのじゃないかなと思ってありますが、いかがでしょうか。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 資料が公開されるというのは、市民がパソコンなり何なりをクリックして見るという状況ですよね。見て、ここの部分についての説明を受けるとかいうときって、それで分かるのでしょうか。そこら辺も加味して、それぞれに検討していただきたい。せっかくある施設で可視化をしなくてはいけない状況で、どんどんそういうことで公開していかなくちゃいけないという中で、説明が分かりにくいというのも、どうなのかなと私は思ったのですよね。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 当会派としても、一応、インターネットの閲覧数、市民に分かりやすい説明と同時に、情報公開して何人の方が閲覧しているかというのも非常に気になるところでございまして。そのニーズというのに併せて、検証というのは、後日やっていきたいなとは思っておりますという形です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 確認です。委員会のカメラというのは固定カメラで、スクリーンがアップになったりとかするのでしょうか。しませんよね。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 現状は、議場を使っておりますので、議場の設備の中では可能になります。

○伊藤委員長 本来は、ここだから。

○平田委員 本来のこの場合は、いかがですか。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 まだ実践等はしていないところですが、職員が、議場とはまた違うシステムでございますので、対応できるかどうかというのも、お時間を頂ければと思います。

○伊藤委員長 現在は、委員会を本会議場で行っておりますが、通常、ここのあのカメラでというようなことなので、その辺もいろいろあるかなと思います。執行部が本会議場で使うことは、今現在は、許されてはいない状況ですよね。

議員がパワポで示したものを、執行部がそれについて説明することはできるけれども、執行部が用意したものをパワポに投影するということは、今現在は、許可はしていないで



すよね。していないはず。

血脇副議長。

○血脇副議長 当時のことを振り返ってみると、一般質問については、プロジェクターの使用を議員が行うと。それから執行部のほうから、議案について、スクリーンの使用の申し出があったときは、使用を認めるということになっていて、議会のほうから執行部に求めるというところまでは、当時、協議されておりました。

ですから、その辺がちょっと不透明になっている部分があるというふうに認識しているところです。

以上です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 去年の5月の全員協議会の議運の報告なのですが、議場スクリーンの執行部の使用について、議案説明については認めるになっているのですよね。一般質問は執行部の申し出があってから協議ということが決まっていますので。

私が今、求めたのは議案説明なので、そのことについても、求めるまでいっていないという血脇副議長のおっしゃるとおりなので、そこも加味して、ちょっと検討してはどうかという提案です。

○伊藤委員長 ほかの委員の方。

影山委員。

○影山委員 各委員会の委員長報告の内容なのですが、幾つか各質問した委員が質問事項を出しているわけなのですが、中には載せられなくて、なぜこれが載っていなかったのという話もあつたりすることもあります。書かれたものを全部載せるのだったら、別にいいのですが、そうでない場合は、質問者とかもちゃんと事前に確認できるような状態にしていきたいという。議場で発表する前に、そういうチェックできる期間も頂いたほうがいいんじゃないかなと思います。そこを検討していただきたいと思います。

○伊藤委員長 それは、新たな提案ですよね。

○影山委員 はい。

○伊藤委員長 スクリーンについては、ほかに。

徳本委員。

○徳本委員 スクリーンについては、執行部が議案説明で使いたいときはオーケーなので、それを議員が求めたときもオーケーにすればいいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 それは、求めて、執行部が求めに応じる場合はいいということですか。

○徳本委員 はい。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

それでは、執行部が求めたからやってくれるかどうかというのは、また別問題ですので。

議案説明について、執行部がやりたいと言え、いいということになっているから、こっちから求めることも可能だというふうにするということですね。それについて、執行部がそのようにしてくれるかどうかというのは、また別問題で、そういった考え方でよろしいということですか。

徳本委員。

○徳本委員　そうです。無理ということはないと思うけれども、この間の討論なんかは。そのほうが分かりやすいので、そうしてくださいとお願いするのは、いいのじゃないですか。

○伊藤委員長　確認なのですけれども、求めるのは、誰が求めるのですかね。

○柴田委員　委員会。

○徳本委員　委員会の資料を求めるのと同じように。

○伊藤委員長　委員会の決議によって、委員長が求めるという形を取るということですか。

齊藤副委員長。

○齊藤委員　委員会の中で、それを求める必要あるのかないのかは、委員の皆さんで協議して、求める必要がないというのであれば、求めなければいいし。どうなんですか。そういうことで。

○伊藤委員長　委員会の中で、求めるという意見が多かった場合には、委員長が求めるということ。そういった形でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長　では、そのように。これは、どうすればいいの。

秋谷委員。

○秋谷委員　これは、委員会独自で判断していいのか、それとも全体のことなので、委員会は三つあるので。できれば、議会運営委員会で、議会の全体の委員会の中でコンセンサス取っていただけると、各委員会も動けると思うのだけでも。各委員会で処理していいものかどうか。

○伊藤委員長　それでは、議会運営委員会には各委員長がいらっしゃいますので、ここで決定したいと思います。

各委員会において、議案説明にパワーポイントでスクリーンを使っての説明を求めるとい意見が委員会の中で決定した場合には、委員長が執行部に求めるという形でよろしいですか。そういった形でよろしいですか。

御異議ございませんね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長　では、そのように決定させていただきます。

そのほか、何かございますか、委員の皆様。

徳本委員。

○徳本委員 先ほどの影山委員と同じで、委員長報告について、一定のルールとか手順と  
いうのを今後話し合っしてほしいです。

というのは、今回、教育福祉委員会の中で、こども発達センターの問題とか、かなり長  
時間話し合われているのですけれども、三つ、自分たちが質問を上げて、三つともは発表  
されないわけですよ。あんな長時間の中で、数個しか報告されないのに、主な質疑はと  
まとめられてしまうと、市民が見たら、そこに出ていない質問というのは主なものではな  
く、もっと重要なものもあったなと自分は思っています。

一つにするのだったら、優先順位を決めて書かせるだとか、ちょっと不透明だと思います。  
委員長に一任というか、全部権利を委ねていると、本当に全体の議論というのが報告  
されたようには思えなかった。もう少し透明性を高めて、絞られるのであれば、その  
委員自身が一番重要と思うものから取り上げてもらえるような形に。1、2、3と数字を  
決めるとかでもいいのですけれども、やり方を今後、話し合っほしいです。

以上です。

○伊藤委員長 委員長報告に対する質疑というのが検討事項の中に一つ入っていますので、  
その中で併せて協議するという事でよろしいですか。今現在で、委員長報告に対する  
質疑の在り方という。

○柴田委員 質疑の在り方じゃなくて、委員長報告の中身。

○伊藤委員長 その中で併せて、委員長報告に対しての今、各委員が三つ出す中で順番  
を決めるとか、委員長報告に対して、どういう報告ができるのかという内容を含めて協議  
するという事です。

徳本委員。

○徳本委員 そちらのほうは、違う会派が出している検討事項なので。まとめてやったほ  
うが効率的ということであれば、まとめていただいてもいいですし、今の検討事項が全部  
終わってから、その後でもいいです。

○伊藤委員長 それでは、今後、協議の課題に上げていくということで、委員の方、皆さ  
んよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 検討課題に、今後の会議の中で検討するという事でよろしくお願いた  
します。

ほか、委員の方、何かございますか。

ないようでしたら、議長のほうからお願いします。

○岩田議長 ありません。

○伊藤委員長 それでは、事務局のほうから、何かございますでしょうか。

○石井議会事務局長 特にありません。

○伊藤委員長 ほかにないようですので、以上で、本日の議題は全部終了いたしました。

よって、議会運営委員会を閉会いたします。

慎重なる御審議を賜り誠にありがとうございました。終了となります。ありがとうございました。